

市民税
県民税

給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

◎特例の適用を希望される場合は、なるべく早く申請書を提出してください。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	給与 （特別徴収義務者） 支払者	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号						
		氏名または 名称	印	法人番号 <small>※個人事業主は記載不要</small>						
伊佐市長 殿				連絡先	担当者氏名					
令和 年 月 日提出					電話番号 () -					

地方税第321条の5の2の規定による市民税・県民税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	年 月分以降の市・県民税特別徴収税額					
① 申請の日前6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の人員、及び月別の給与の支払額（臨の欄には、臨時雇用者につき記入）	年 月	臨 人	臨 円	年 月	臨 人	臨 円
	年 月	臨 人	臨 円	年 月	臨 人	臨 円
	年 月	臨 人	臨 円	年 月	臨 人	臨 円
② 市税の滞納、又は最近において著しい納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものときはその理由						
③ 申請の日前1年以内に納期の特例について、承認の取消しの通知を受けたことの有無						

※市町村記入欄	処理区分	承認についての意見又は却下の理由	納期の特例を承認した場合の納期と税額	
	承認		・ 月分から 月分は11月分で納入 税額: (納期限: 12月10日)	
	却下		・ 月分から 月分は5月分で納入 税額: (納期限: 6月10日)	

※この届出書は、伊佐市ホームページからもダウンロードできます。

(裏面を読んでから記入してください)

申請について

1 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例

- ア この特例は、給与の支払を受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者が適用を受けることができます。
- イ アに該当する特別徴収義務者が、この特例の適用を受けようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- ウ この特例の承認を受けた場合は、6月から翌年5月まで毎月それぞれ翌月10日まで納入する市・県民税特別徴収税額を、6月から11月までの分を12月10日までに、また12月から5月までの分を6月10日までに納入することができます。
年の途中で承認を受けた場合は、承認を受けた月から納期の特例が適用となります。
- エ 納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

※ 注意

市税の滞納や著しい納入の遅延があるときは、この特例の適用を受けられないことがあります。

また、この承認を受けてから、市税の滞納や納入の遅延があった場合は、承認を取り消すことがあります。

2 申請書の書き方

- ア 「特別徴収義務者指定番号」の欄
市・県民税特別徴収義務者の指定番号を記入してください。
- イ 「申請者」の欄
個人事業主の場合は住所、及び氏名を、法人事業所である場合は所在地及び名称、並びに代表者氏名を記入の上、押印してください。
給与の支払の関係で支店又は出張所が二ヶ所以上あり、それぞれ特別徴収義務者として指定を受けている場合は、特別徴収義務者ごとに申請してください。
- ウ ①の欄
申請の日前6ヶ月間の給与の支払人員、及び支給金額を、月別に通常の勤務者と臨時雇用者とに区分して記入してください。
- エ ②と③の欄
該当するときだけ記入してください。

◎ お問い合わせは

伊佐市役所 税務課 市民税係

電話 0995-23-1311 内線 1186～1189